

2019年度「世界青年の船」事業 応募要領

1 応募資格

「世界青年の船」事業の日本参加青年に応募する者は、次の各条件を満たす者でなければならない。

(1) 国籍及び年齢

日本の国籍を有し、2019年4月1日現在、18歳以上30歳以下（1988年4月2日から2001年4月1日までに出生）の者

(2) 社会への貢献

地域、職域、学校又は青少年団体等において、帰国後もその経験をいかして国際交流活動、青少年活動等を活発に行なうことが期待できる者

国際交流活動や青少年活動をはじめとする社会貢献活動を地域等で活発に行っている者については、選考に際し、その点を考慮する。

(3) 心身の状況

心身が健康で協調性に富み、事業の計画に従って規律ある団体行動ができる者

(4) 知識及び技能

日本の社会、文化等について相当程度の知識又は技能がある者

(5) 訪問国への関心と理解

訪問国に対して関心と理解がある者

(6) 語学力

事業期間中、定められた活動を円滑に行なうことができる英語力を有する者

(7) 事業全日程への参加

事前研修、出航前研修、本体プログラム及び帰国後研修の全日程に参加できる者

2 欠格事由

次の各条件のいずれかに該当する者は応募することができない。

(1) 本事業を含め、過去に内閣府の行う青年国際交流事業に参加したことのある者

(2) 国会又は地方公共団体の議会の議員の職にある者

3 募集期間

2019年2月から3月下旬にかけての各都道府県又は全国的青少年団体等において定める期間

4 募集人員

約120人

5 応募方法

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式1） 1通

様式は内閣府ホームページ（<https://www.cao.go.jp/koryu/>）からダウンロードすること。

（パソコンのワープロソフトによる作成を推奨する。）

イ 作文（様式2） 1編

（パソコンのワープロソフトによる作成を推奨する。）

a テーマ

（ ）志望動機

（ ）本事業の参加青年として参加することになった場合、

事業の活動の中で何をしたいか

帰国後その経験をどのようにいかすか

を中心に具体的に記述する。題名は自由に設定してよい。

b 字 数

1,200字以内（題名、事業名及び氏名は字数に含まない。）

c 書 式

縦A4判横書きとし、題名、氏名及び字数を明記すること。

ウ 健康診断書 1通

2018年4月1日以降に受診した健康診断結果を提出すること（これより前に受診していた場合、診断書の再提出を求めることとなるため注意すること）。健康診断は医療機関で受診するもののほか、所属する大学や勤務先で受診する定期健康診断結果でも差支えない。

（2）提出先及び提出方法

応募者は、参加申込書、作文及び健康診断書をそろえて、各都道府県の青年国際交流主管課(室)又は全国的青少年団体等へメールや郵送等、各主体が指定する方法により提出すること。都道府県については、原則として、応募時点の住民票住所の属する都道府県の青年国際交流主管課(室)を窓口とする。ただし、応募者の状況に応じて、住民票住所の属する都道府県以外への応募を特別に認める場合があるため（ ）各主管課(室)に確認されたい。また、全国的青少年団体等に属している者も、都道府県に提出することができるが、同時に2つの窓口に応募することはできない。

（ ）住民票住所の属する都道府県と実際に居所する都道府県が異なり、住民票住所の属する都道府県における選考を受けることが著しく困難な場合や、近い将来他の都道府県へ異動することが決まっている場合等

（3）その他

提出書類は返却しない。

6 選考の流れ

（1）第1次選考

都道府県知事（又は教育長）又は全国的青少年団体等の代表者（以下「推薦者」という。）が、それぞれ日時、実施方法等を定めて第1次選考を行う。

（2）第2次選考

内閣府は、推薦者からの推薦に基づき第2次選考の受験者を決定し、その受験者について、第2次選考を実施する。受験票は、試験日の1～2週間前に受験者本人に送付する。

ア 科 目

- a 面接試験
- b 語学試験（英会話面接）
- c 教養試験、小論文

イ 期日及び場所

<東京会場>

期日：2019年6月8日（土）又は6月9日（日）のうち内閣府が指定する日

場所：中央合同庁舎第8号館（東京都千代田区永田町1-6-1）

<大阪会場>

期日：2019年6月15日（土）

場所：未定（大阪市近郊）

ウ 経 費

試験を受けるために必要な交通費、宿泊料等の経費は、本人の負担とする。

オ 合否結果

2019年7月上旬までに、合格者の受験番号を内閣府ホームページに掲載する。

（3）参加条件

事業への参加決定に当たっては、事前研修、出航前研修及び帰国後研修を含む事業の全日程への参加について、本人が誓約することを条件とする（第2次選考試験時に、誓約書への記入を求める）。本誓約を行わなかった場合や事前研修に参加しなかった場合、参加青年として不適当と認められる行動があった場合には、参加決定を取り消すことがある。また、第2次選考合格後は、内閣府が指定する期日までに勤務先の雇用主等（学生にあっては、学長・学部長、ゼミの担当教員等）の確認書の提出が求められる。

7 併願について

（1）併願の条件

「東南アジア青年の船」事業との併願を可能とするが、両事業の選考試験を受けなければならない（ただし、英会話試験に限り、免除される場合がある）。また、参加できる事業は1つの事業に限られる。

なお、日程や内容の相違の程度から、その他の事業との併願はできない。

（2）提出書類

「東南アジア青年の船」事業との併願を希望する場合は、参加申込書に必ず希望順位を記入し、作文を応募事業1つにつき1編作成すること。健康診断書は1通の提出で可（作文以外の各書類は、2事業に応募するために

2通ずつ用意する必要はない)。

(3) 受験資格

併願受験者に対して内閣府が合格を出す際は、参加申込書の希望順位に基づき、受験者1名に対して1つの合格事業を決定する。

8 留意事項

本事業の応募に当たっては、「事後活動」の重要性についても認識してください。内閣府は、事業実施中の活動だけでなく、事業参加後、事業で得た学びを広く社会に還元することを目的にした事後活動も重視しています。「帰国後の経験をどのようにいかすか」を作文に記載いただきたいのはその趣旨です。

幸い、内閣府の青年国際交流事業は歴史が長いため、「日本青年国際交流機構」(IYE0)を中心とした同窓会組織による事後活動の機会が充実しています。事後活動とは何かを知りたい場合は、内閣府発行の「事後活動ニュース」(<https://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/koho/index.html>)又はIYE0ホームページ(<https://www.iyeo.or.jp/>)を御覧ください。

9 その他

経済的理由により参加費の納付が困難な場合には、参加費の免除を申請することができる。第2次選考に合格した者のうち、参加費免除の申請を希望する者は必要書類を準備し、内閣府が指定する期日までに内閣府に申請すること(詳細別紙参照。申請様式は第2次選考合格後、内閣府ホームページからダウンロードすること。)。なお、選考試験受験のための往復の旅費、旅券発行手数料等については、本人負担となる。

参加費免除の申請について

参加費免除を申請する者については、以下の資格を満たす者とし、必要書類を準備し、2次選考合格後、申請書とともに内閣府に提出すること。内閣府で申請書及び必要書類を確認し、選考試験に合格した者のうち、認定された者の参加費を免除することとする。

【申請資格】

以下の項目全てに該当する者。

独立生計者でない者

独立生計者とは、以下の項目全てに該当する者を指す。

所得税法上、父母等の扶養親族でない者

父母等と別居している者

本人（配偶者があるときは、配偶者を含む）に150万円以上の収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者

父母等（配偶者を除く）から経済的な援助を受けていない者。独立生計の場合は、世帯の構成員は申請者本人（配偶者や子どもがいる場合は含む）のみとなる。

別紙2に定める家計基準を満たす者

【申請に必要な書類】

申請書類一覧及び確認票（様式1）

参加費免除申請書（様式2）

家庭調書（様式3）

平成31年度所得（課税）証明書（平成30年分の所得を証明する書類）

世帯内の課税対象者全員分

現在の状況を示す住民票の写（申請者を含む世帯全員分）

【世帯において、以下に該当する者がいる場合に提出が必要な書類】

収入関係

- ・ 年金・恩給等の受給者
年金の受給金額が分かる書類の写（最新の年金振込通知書の写又は年金支払通知書の写）
- ・ 失業中で雇用保険の受給者
雇用保険受給資格者証の写
- ・ 生活保護の認定を受けている場合
保護料決定（変更）通知の写
- ・ 傷病手当金を受給している場合
受給金額の分かる書類の写
- ・ 児童手当等各種福祉関係（含む扶養、障害、老人）手当の受給者
受給金額の分かる書類（児童手当支払通知書の写、遺族年金振込通知書の写、通帳の写等）

特別控除関係

- ・ 母子家庭・父子家庭
戸籍抄本（写可）
- ・ 本人以外の就学者がいる世帯
就学者全員の在学証明書又は学生証の写（小・中学生は不要）
- ・ 障害者がいる世帯
障害者手帳等の写
- ・ 現在療養中の長期療養者のいる世帯
医師の診断書及び最近6か月間の医療費（保険適用分のみ）の支払い証明書又は領収書の写
- ・ 主たる家計支持者が別居している世帯
最近3か月分の赴任先の電気・ガス・水道・住居費の支払いが分かる書類（領収書、通帳等の写）

- 現在、同一世帯内の主たる家計支持者が単身赴任等の理由で別居している場合に限る（離婚による別居は含まない。）
- ・ 火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯
申請時 6か月以内の罹災証明書又は被災証明書及び被災額が判断できる書類の写

【申請者が大学院生の場合】

平成 30 年度中に奨学金の貸与・給付を受けた場合、その金額が分かる書類の写
在学証明書又は学生証の写

<注意事項>

あらかじめ、別紙 2 に定める家計基準を満たすかどうか、十分確認した上で、申請を行ってください。
必要に応じて上記以外の書類の提出を求める場合がありますので御留意ください。
参加費用免除の認定後、虚偽の申請であることが判明した場合は、事業参加を取り消すこともありますので、御注意ください。
参加費免除の申請を行った者で要件に合致しなかった場合及び期日までに必要書類の提出がない場合、申請は受理できませんので御注意ください。

参加費免除申請の審査に係る計算方法について

1 計算式

「F 家計評価額」がゼロを下回る場合に参加費免除基準を満たすものとする。

$$(1) (B \text{ 総収入金額} - C \text{ 必要経費}) - D \text{ 特別控除} = A \text{ 総所得額}$$

「B 総収入金額」の合計から「C 必要経費」の合計を除する。

$$(2) A \text{ 総所得額} - E \text{ 収入基準額} = F \text{ 家計評価額}$$

2 各項目における算出方法

(1) B 総収入金額

世帯内の課税対象者全員の収入金額(所得(課税)証明書中の「収入」金額。「所得」金額と間違えないこと。)
退職金等の臨時的な所得は、申請時より6か月以内の収入のみとする。

(2) C 必要経費

(1)のうち、各個人の収入金額をそれぞれ以下の式によって計算した額。

104万円以下・・・収入金額と同額

104万円を超え 200万円以下・・・収入金額 × 0.2 + 83万円

200万円を超え 653万円以下・・・収入金額 × 0.3 + 62万円

653万円を超えるもの・・・258万円

(3) D 特別控除

算出方法は別表参照

(4) E 収入基準額

世帯人数ごとに定められた額を適用。

1人世帯・・・88万円

2人世帯・・・140万円

3人世帯・・・162万円

4人世帯・・・175万円

5人世帯・・・189万円

6人世帯・・・199万円

7人世帯・・・207万円

世帯人数が7人を超える場合は、1名増加するごとに8万円を加算する。

別 表

特別の事情	特別控除額
母子・父子世帯であること。	49万円
	小学校児童1人につき 8万円
	中学校及び中等教育学校の前期課程生徒1人につき 16万円
	国・公立高等学校及び中等教育学校の後期課程生徒1人につき 自宅通学 28万円 / 自宅外通学 47万円
	私立高等学校及び中等教育学校の後期課程生徒1人につき 自宅通学 41万円 / 自宅外通学 60万円
	国・公立高等専門学校学生1人につき 自宅通学 36万円 / 自宅外通学 55万円
	私立高等専門学校学生1人につき 自宅通学 60万円 / 自宅外通学 80万円
就学者のいる世帯であること。	国・公立大学学生1人につき 自宅通学 59万円 / 自宅外通学 102万円
	私立大学学生1人につき 自宅通学 101万円 / 自宅外通学 144万円
	国・公立専修学校高等課程生徒1人につき 自宅通学 17万円 / 自宅外通学 27万円
	私立専修学校高等課程生徒1人につき 自宅通学 37万円 / 自宅外通学 46万円
	国・公立専修学校専門課程生徒1人につき 自宅通学 22万円 / 自宅外通学 62万円
	私立専修学校専門課程生徒1人につき 自宅通学 72万円 / 自宅外通学 112万円
障害者のいる世帯であること。	障害者1人につき 86万円
長期療養者のいる世帯であること。	療養のため経済的に特別な支出をしている金額。
主たる家計支持者が別居している世帯であること。	別居のため特別に支出している金額。ただし、71万円を限度とする。
火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯であること。	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るために基本的な生産手段(田・畠・店舗等)に被害があって、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額。
父母以外の者で収入を得ている者のいる世帯であること。	父母以外の者の所得者1人につき38万円。なお、その所得が38万円未満の場合はその所得額。ただし、本人及び配偶者の所得については控除できない。

該当する特別の事情が2つ以上ある場合にはそれらの特別控除額を合わせて控除することができる。
「就業者のいる世帯であること。」による控除は、申請者本人分は含めない。